

第**205**期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

場所 徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

目次

第205期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類等	29
監査報告書	40
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	43
第2号議案 取締役2名選任の件	44
第3号議案 監査役1名選任の件	46
第4号議案 退任取締役および退任監査役に 対する退職慰労金贈呈の件	47
インターネット等による議決権行使のお手続きに ついて	49

株式会社 **阿波銀行**

証券コード：8388

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1

株式会社 **阿波銀行**
取締役頭取 長 岡 奨

第205期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第205期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 徳島市西船場町二丁目24番地の1

当行本店 3階大会議室

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第205期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第205期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による議決権行使



開催日時 平成29年6月29日（木）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 平成29年6月28日（水）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は49頁から50頁をご覧ください。▶

1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類等の一部であります。
- ◎ 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第205期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀ビジネスサービス株式会社において銀行事務代行業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を行うほか、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を行い、グループ会社5社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

金融経済環境

平成28年度のわが国経済は、企業収益が高水準で推移するもとで、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、設備投資に加え個人消費が底堅い動きとなり、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、非製造業や中小企業を中心に人手不足や仕入れ価格の上昇によるコスト増加が顕著となっており、先行きについて不透明感が高まりつつあります。

この間、金融・為替市場では、年末にかけて米国新政権への期待などから急速に円安・株高が進行したものの、世界経済や政治の不確実性の高まりから年度を通して不安定な動きが続きました。

県内経済につきましては、企業の生産活動がやや弱めの動きとなっているものの、雇用・所得環境の改善が進んでおり、総じて見れば緩やかな回復が続いております。

事業の経過及び成果

このような環境の中、当行は平成28年6月に創業120周年を迎えることができました。これもひとえに、株主さまをはじめ、皆さまの永年に亘る温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝いたします。

そして、当期は5年後の創業125周年に向けた新経営計画「Sparkle 125th」の初年度にあたり、基本戦略「永代取引のSINKA」のもと、世代を超えた息の永い取引を継続し、持続的な発展に寄与していくという当行の伝統的営業方針「永代取引」を進化させ、またその真価を発揮することで、「永代取引」を卓越したビジネスモデルへと成長させていくために、さまざまな施策に取り組みました。

また、平成28年11月、当行は百十四銀行、伊予銀行、四国銀行と包括提携「四国アライアンス」を締結いたしました。各地域とお客さまの持続的な成長・発展に貢献していくため、4行それぞれの経営の独立性及び健全な競争関係を維持しつつ、連携して四国全域の活性化や創生に取り組んでまいります。

《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、お客さまの多様化するニーズに一層お応えするため、総合金融サービス業として商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客さまには、資産運用に関する多様なニーズにお応えするため、「為替特約付外貨定期預金」の取扱いを開始するなど商品ラインアップを拡充し、きめ細かなサービスの提供に努めました。また、お客さまのお取引の安全性向上のため、インターネットバンキングのセキュリティ強化を実施したほか、各種キャンペーンの実施や個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者拡大に合わせたセミナーの開催などを展開いたしました。

一方、法人のお客さまには、地域密着型金融の推進に一層努める中、さまざまな資金需要に積極的にお応えいたしました。また、事業性評価を通じた成長資金融資への取組みを強化し、「あわぎん事業応援ローン」の改定を行ったほか、「あわぎん事業者フリーローン」の取扱開始や、阿波銀コンサルティング株式会社と連携した経営改善支援への取組みなど、お客さまのライフステージに応じた金融仲介機能の発揮に努めました。

《店舗・営業チャネル、組織》

店舗・営業チャネルにつきましては、徳島県内において「牟岐支店」を新築移転したほか、四国地区では「高松支店」を移転し、お客さまにより快適にご利用いただける店舗といたしました。

組織面につきましては、地方創生及び「四国アライアンス」の推進に向けた取組みの強化を図るため、営業推進部内に「地方創生推進室」を新設するとともに、「四国アライアンス」に関する協議決定機関である「四国アライアンス推進委員会」を設置いたしました。また、ガバナンスの強化を図るため、業務管理部とリスク統括部を統括する「管理本部」を新設いたしました。

《地域貢献活動》

地域貢献活動につきましては、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動のほか、金融教室や各種スポーツ大会を通じた青少年の育成支援活動などに継続的に取組みました。さらに私募債発行手数料の一部を学校等に寄贈する「こども応援債」の取扱期間延長や、「徳島LEDアートフェスティバル2016」にLEDアート作品を出展するなど、創業120周年の記念事業も含め幅広い活動を展開いたしました。

また、移動店舗「あわぎん号」を導入し、大規模災害等が発生した場合における金融機能の維持に向け、危機管理態勢・業務継続態勢の強化を図るとともに、津波災害等に備え美波町、牟岐町及び海陽町と「災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定」を締結いたしました。

＜営業の成果等＞

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

(預金及び預かり資産)

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

この結果、譲渡性預金を含めた預金は、法人預金、個人預金が順調に推移したことから、前年度比664億円増加し、当期末残高は2兆7,814億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、前年度比103億円減少し、当期末残高は1,336億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、新商品の取扱いの開始などにより成長分野をはじめとした積極的な資金供給に努め、主力の中小企業のお客さま向け等の融資増強に取組んだ結果、全体では前年度比486億円増加し、当期末残高は1兆7,604億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、83.56%と前年度比0.58ポイント低下しましたが、引続き高い水準を維持しております。

(有価証券投資)

有価証券につきましては、日米欧の金融政策の動向など、金融市場環境に十分留意する中、安全性・流動性を重視しつつ運用の多様化に取組んだ結果、当期末の有価証券残高は前年度比361億円増加し、1兆959億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、前年度比63億円増加し、1,022億円の評価益となりました。

(国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、前年度比5億7百万米ドル増加し、期中26億71百万米ドルとなりました。

《損益》

損益につきましては、経常収益は、日本銀行によるマイナス金利政策の影響を受け、運用利回りの低下などにより資金運用収益が減収となったことから、前年度比20億93百万円減収の544億3百万円となりました。

一方、経常費用は、外貨資金に係る調達費用が増加したものの、与信費用が大幅に減少したことなどから、前年度比13億88百万円減少の354億20百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比7億5百万円減益の189億83百万円となり、当期純利益は、前年度比5億44百万円減益の120億70百万円となりました。

《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、前年度末比0.17ポイント低下し、11.11%となりました。

《資本政策》

資本面につきましては、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、平成28年5月23日から平成28年6月16日まで、及び平成29年3月1日から平成29年3月22日までの合計3,848千株、2,725百万円の自己株式を取得いたしました。

配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき4円50銭とさせていただきます。

《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ会社5社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は691億28百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は124億74百万円となりました。

また、グループ各社の自己資本の充実等を受け、連結自己資本比率は、11.65%と引き続き高い水準となりました。

当行の対処すべき課題

地域金融機関を取巻く経営環境は、人口の減少や少子高齢化の加速度的な進行に加え、都市集中化による地域間格差の拡大といった社会構造変化が進む中で、地域を越えた金融機関同士の競争やIT企業も含めた他業態との競合も激化しております。また、マイナス金利政策の導入以降、一層の利鞘縮小が進むなど、収益環境は一段と厳しさを増しております。

このような環境下、地域金融機関においてはビジネスモデルの持続性が問われており、経営統合の動きがこれまで以上に加速しておりますが、当行は120年の歴史の中で培ってきた信用と伝統を守りつつ、高い効率性と中小企業取引を柱とした当行独自のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させることで将来に亘る確かな成長を遂げてまいります。

また、地方創生は地方銀行の社会的使命そのものであり、地域のリーディングバンクとして、金融仲介機能の一層の強化を図るほか、「四国アライアンス」による提携の枠組みを通じて地域経済の活性化に一層積極的に取り組んでまいります。

当行は、このような課題に取り組むため、経営計画「Sparkle 125th」を展開しておりますが、変化の激しい経営環境に対応するため、平成33年6月に迎える創業125周年に向け、3年計画を1年毎に再策定するローリング方式を採用しております。平成29年度から始まる第2フェーズにおきましても、引続き「地域密着一等星銀行へ」をテーマとして、規模効率トップ5の銀行をめざして7つの基本戦略に取り組んでまいります。

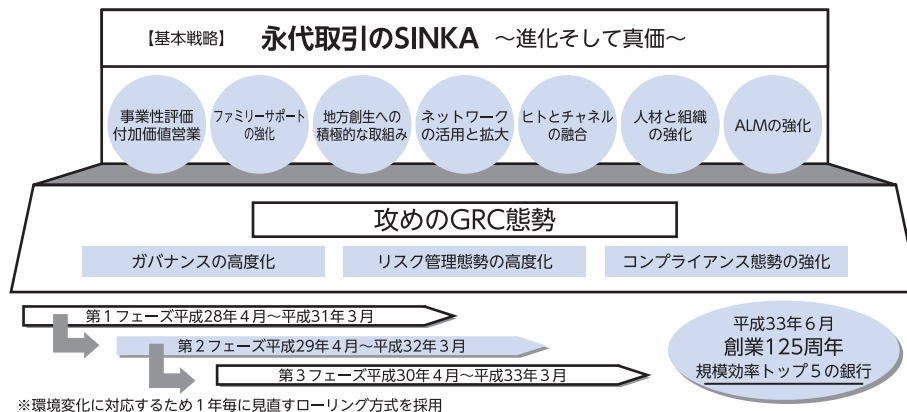
具体的には、県内外の店舗網を中心とした当行ネットワークを「四国アライアンス」の取組みの中で百十四銀行、伊予銀行、四国銀行の店舗網とつなげ一層拡大していくほか、ITの活用によってお客さまとの接点であるチャネルの多様化を図ります。また、法人のお客さまに対しては事業性評価と真の経営課題の把握によって、一方、個人のお客さまに対してはライフステージにおけるあらゆるニーズの把握によって、より質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。このほか、将来想定される内外の市場環境変化に対して、戦略的に運用・調達の両面から施策を展開することで収益力の強化を図ってまいります。

そして、「攻めのGRC態勢」によって、コーポレートガバナンス態勢、業務継続態勢及びコンプライアンス態勢の強化などに取り組むことで、強固な経営基盤を構築し、経営の健全性・収益性・成長性のバランスの取れた企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、お客さま、株主さま、地域社会の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの良き「パートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】 経営計画「Sparkle 125th」の概要



(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	25,001	25,550	26,106	26,763
定期性預金	11,693	11,335	11,211	10,849
その他	13,307	14,214	14,894	15,913
社 債	220	220	100	100
貸 出 金	16,465	16,574	17,117	17,604
個人向け	3,315	3,306	3,334	3,323
中小企業向け	10,724	10,796	11,069	11,386
その他	2,425	2,470	2,713	2,893
商 品 有 価 証 券	8	8	7	3
有 価 証 券	10,023	10,903	10,598	10,959
国 債	3,837	4,069	3,717	3,460
その他	6,185	6,833	6,881	7,499
総 資 産	29,210	30,578	30,880	31,739
内 国 為 替 取 扱 高	247,979	252,615	239,421	235,268
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,875	百万ドル 2,762	百万ドル 2,164	百万ドル 2,671
経 常 利 益	百万円 17,218	百万円 20,419	百万円 19,688	百万円 18,983
当 期 純 利 益	百万円 10,441	百万円 12,001	百万円 12,614	百万円 12,070
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 45 60	円 銭 52 32	円 銭 55 22	円 銭 53 75
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	65,992 ^{百万円}	67,956 ^{百万円}	70,243 ^{百万円}	69,128 ^{百万円}
経常利益	18,103 ^{百万円}	21,143 ^{百万円}	21,157 ^{百万円}	20,618 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益	10,527 ^{百万円}	12,215 ^{百万円}	12,995 ^{百万円}	12,474 ^{百万円}
包括利益	10,438 ^{百万円}	37,068 ^{百万円}	5,481 ^{百万円}	19,860 ^{百万円}
純資産額	2,219	2,572	2,579	2,726
総資産	29,474	30,874	31,161	32,059

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,312人	1,315人
平均年齢	41年5月	41年8月
平均勤続年数	18年9月	19年0月
平均給与月額	410千円	414千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末	前 年 度 末
徳	島	県	80 (3) <small>店 うち出張所</small>	80 (3) <small>店 うち出張所</small>
香	川	県	2 (ー)	2 (ー)
高	知	県	1 (ー)	1 (ー)
愛	媛	県	1 (ー)	1 (ー)
大	阪	府	6 (ー)	6 (ー)
兵	庫	県	3 (ー)	3 (ー)
岡	山	県	1 (ー)	1 (ー)
東	京	都	4 (ー)	4 (ー)
神	奈	川	1 (ー)	1 (ー)
合	計		99 (3)	99 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を117か所（前年度末116か所）設置しております。また、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国		うち徳島県内	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	11,898 <small>台数</small>	11,177 <small>台数</small>	127 <small>台数</small>	128 <small>台数</small>
株式会社イーネット	13,592	13,536	70	72
株式会社イオン銀行	5,854	5,730	51	48
株式会社セブン銀行	23,368	22,472	95	94

□ 当年度新設営業所

当年度において、店舗の新設はありません。

- (注) 1. 当年度において牟岐支店（徳島県海部郡）を平成29年2月に新築移転いたしましたほか、高松支店（高松市）を平成28年12月に移転いたしました。
2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
- (新設2か所)
- 福島支店 南末広出張所（平成28年4月、徳島市）
- 鳴門支店 大塚国際美術館出張所（平成29年1月、鳴門市）
- (廃止1か所)
- 平谷支店 木頭支所出張所（平成28年12月、徳島県那賀郡）

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,118
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
鴨島センターの基幹設備改修	1,256
文京社宅の新築	266

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する 子会社等 の議決権比率 %	その他
阿波銀ビジネスサービス株式会社	徳島市西船場町二丁目24番地の1	銀行事務代行業務	昭和55年3月15日	80	100.00	—
阿波銀コンサルティング株式会社	徳島市元町一丁目7	経営コンサルティング業務	平成26年7月31日	100	100.00	—
阿波銀保証株式会社	徳島市東新町一丁目29番地	信用保証業務	昭和50年6月2日	110	77.72	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町二丁目12番地	クレジットカード業務	平成2年2月6日	150	94.00	—
阿波銀リース株式会社	徳島市東新町一丁目29番地	リース業務	昭和49年1月23日	180	63.63	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は間接保有等を含んでおります。
 3. 連結対象子会社は上記の子会社等5社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は691億28百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は124億74百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は平成16年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行、株式会社イオン銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(平成28年度末現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職	その他
西 宮 映 二	取 締 役 会 長 (代表取締役)	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事 監査部担当	
岡 田 好 史	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大 西 康 生	専 務 取 締 役 (代表取締役)	営業推進部担当	
長 岡 奨	専 務 取 締 役	経営統括部担当	
福 永 丈 久	常 務 取 締 役	審査部、証券国際部担当	
三 好 敏 之	常 務 取 締 役	業務管理部、リスク統括部担当	
鎌 田 稔 弘	取 締 役	営業推進部長	
園 木 宏	取 締 役 (社外取締役)	公認会計士	(注)1
浅 岡 建 三	取 締 役 (社外取締役)	弁護士 株式会社公文教育研究会 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役	(注)1
海 出 隆 夫	常 任 監 査 役 (常 勤)		
小 松 康 宏	監 査 役 (常 勤)		
西 野 武 明	監 査 役 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役会長 金陵株式会社 代表取締役	
田 村 耕 一	監 査 役 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	
米 林 彰	監 査 役 (社外監査役)	公認会計士	(注)5

- (注) 1. 取締役のうち園木宏及び浅岡建三の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役園木宏及び浅岡建三の両氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届出するため当行が指定した独立役員であります。
2. 監査役のうち西野武明、田村耕一及び米林彰の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役三好敏之氏は、平成28年6月29日付であらたに取締役に就任いたしました。

4. 平成28年6月29日開催の第204期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役平岡悟氏は辞任いたしました。
5. 監査役米林彰氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成29年4月1日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動がありました。その結果、会社役員の状況は以下のとおりであります。なお、監査部の担当は取締役会となっております。

(平成29年4月1日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職	その他
岡田好史	取締役会長	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	(注)7
長岡 奨	取締役頭取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	(注)7
大西康生	取締役副頭取 (代表取締役)	経営統括部担当	
福永丈久	常務取締役	審査部、証券国際部担当	
三好敏之	常務取締役	営業推進部担当	
西宮映二	取締役相談役		
鎌田稔弘	取締役 (管理本部長)	業務管理部、リスク統括部担当	
園木 宏	取締役 (社外取締役)	公認会計士	
浅岡建三	取締役 (社外取締役)	弁護士 株式会社公文教育研究会 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役	
海出隆夫	常任監査役 (常勤)		
小松康宏	監査役 (常勤)		
西野武明	監査役 (社外監査役)	西野金陵株式会社 代表取締役会長 金陵株式会社 代表取締役	
田村耕一	監査役 (社外監査役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	
米林 彰	監査役 (社外監査役)	公認会計士	

7. 平成29年4月6日付で、取締役会長岡田好史氏は一般社団法人徳島県銀行協会の会長を退任し、取締役頭取長岡奨氏が同法人会長に就任しており、上記の表については、就任後の状況を記載しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

石本 宏	常務執行役員 (本店営業部長)
阿部 丘	執行役員 (東京支店長)
矢部 誠一	執行役員 (監査部長)
大和 史郎	執行役員 (審査部長)
三浦 淳典	執行役員 (大阪支店長)
山下 真弘	執行役員 (経営統括部長兼バリュープロジェクト室長)
浜村 孝典	執行役員 (阿南支店長兼見能林支店長)
寺西 徹	執行役員 (鳴門支店長兼大津支店長)

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	11名	347 (146)
監査役	5名	58 (17)
計	16名	406 (163)

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額 (年額、賞与を含む) は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 取締役 | 300百万円 |
| 監査役 | 100百万円 |
2. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等26百万円 (うち賞与7百万円) は含まれておりません。
3. 支給人数及び報酬等には、退任した取締役 (2名) の報酬等を含んでおります。
4. () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-----|----------|-------------|
| 取締役 | 賞与 84百万円 | 退職慰労金 61百万円 |
| 監査役 | 賞与 10百万円 | 退職慰労金 6百万円 |
5. 上記の表に記載した報酬等のほか、平成28年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 2名 | 71百万円 |
|-------|----|-------|
6. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----|---------------------------------|
| 報酬等 | 200百万円 (うち賞与 50百万円、退職慰労金 33百万円) |
|-----|---------------------------------|

(3) 責任限定契約

当行では、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき社外取締役及び社外監査役と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
園 木 宏 浅 岡 建 三 西 野 武 明 田 村 耕 一 米 林 彰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
浅 岡 建 三 (社 外 取 締 役)	株式会社公文教育研究会 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役 両社と当行の間には特別の関係はありません。
西 野 武 明 (社 外 監 査 役)	西野金陵株式会社 代表取締役会長 金陵株式会社 代表取締役 両社と当行の間には貸出金取引等の通常の銀行取引があります。
田 村 耕 一 (社 外 監 査 役)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事 同法人と当行の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
園 木 宏 (社外取締役)	1年 10ヵ月	取締役会 13回開催中12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
浅 岡 建 三 (社外取締役)	1年 10ヵ月	取締役会 13回開催中12回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております
西 野 武 明 (社外監査役)	21年 10ヵ月	取締役会 13回開催中10回出席 監査役会 14回開催中12回出席	会社経営の豊富な経験に基づき、企業経営者の立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田 村 耕 一 (社外監査役)	13年 10ヵ月	取締役会 13回開催中12回出席 監査役会 14回開催中14回出席	地域経済・金融の専門的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
米 林 彰 (社外監査役)	1年 10ヵ月	取締役会 13回開催中12回出席 監査役会 14回開催中14回出席	公認会計士としての財務・会計の専門的な立場と上場企業等の豊富な監査経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	31(9)	—

(注) () 内に内書表示した報酬以外の支給額は、以下のとおりであります。

社外取締役	賞与 2百万円	退職慰労金 1百万円
社外監査役	賞与 2百万円	退職慰労金 2百万円

(4) 社外役員の意見

上記(1)～(3)の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	500,000千株
	発行済株式の総数	226,200千株
(2) 当年度末株主数		10,413名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社大塚製薬工場	7,926 ^{千株}	3.56%
阿波銀行従業員持株会	6,636	2.98
日本生命保険相互会社	5,702	2.56
明治安田生命保険相互会社	5,700	2.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,300	2.38
大塚製薬株式会社	4,661	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,263	1.91
大昭興業株式会社	4,169	1.87
日亜化学工業株式会社	4,015	1.80
住友生命保険相互会社	3,725	1.67

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式(3,984,576株)を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株式価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

決議日	平成28年5月13日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	平成28年5月23日から平成28年6月16日まで
取得した株式の総数	1,700千株
取得価額の総額	1,025百万円

決議日	平成29年2月22日
取得した株式の種類	当行普通株式
取得期間	平成29年3月1日から平成29年3月22日まで
取得した株式の総数	2,148千株
取得価額の総額	1,699百万円

5. 当行の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 黒川 智哉	51	監査役会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。 左記以外に、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）に対する報酬0百万円があります。その内容は、F A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）、日本版C R S（共通報告基準）及び改正犯罪収益移転防止法の態勢整備・運用等に関する指導・助言であります。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は55百万円であります。
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

記載すべき事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会が、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (7) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (8) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。

- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役・監査役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査役室付職員の任命・異動については、監査役会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査役が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査役に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査役が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査役会は、監査に必要なときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画としてグループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画としてグループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各グループ会社においても「内部統制システムの基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各グループ会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとにグループ会社業況報告会を開催し、経営内容および各グループ会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査役との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

記載すべき事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

記載すべき事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

記載すべき事項はありません。

12. その他

記載すべき事項はありません。

第205期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	165,377	預当座貯通定そ	2,676,314
現金	23,749	座通蓄知期期	125,512
預け	141,628	預預預預預	1,342,194
コ一ル口一	86,685	の他性の預	40,446
買入金銭債	1,606	の渡ル取マ受	6,895
商商品有価証	353	の渡ル取マ受	1,077,147
商商品有価証	338	の渡ル取マ受	7,818
商商品有価証	15	の渡ル取マ受	76,300
有価証	1,095,951	の渡ル取マ受	105,107
国債	346,006	の渡ル取マ受	23,036
地方債	185,997	の渡ル取マ受	34,270
株式	157,541	の渡ル取マ受	20,315
その他の証券	138,048	の渡ル取マ受	20,315
貸出	268,356	の渡ル取マ受	480
引形書座	1,760,415	の渡ル取マ受	480
手形	14,112	の渡ル取マ受	0
証券	116,409	の渡ル取マ受	10,000
当座	1,545,058	の渡ル取マ受	13,353
外国為替	84,834	の渡ル取マ受	0
外国店預け	4,887	の渡ル取マ受	1,978
外国店預け	4,757	の渡ル取マ受	949
買入外国為替	50	の渡ル取マ受	1,351
取立外国為替	80	の渡ル取マ受	1
その他の資産	23,845	の渡ル取マ受	6,675
未収	2,665	の渡ル取マ受	413
金融派生商品	1,975	の渡ル取マ受	110
その他の資産	9,948	の渡ル取マ受	1,873
有形固定資産	33,039	の渡ル取マ受	69
建物	9,997	の渡ル取マ受	5,111
土地	20,983	の渡ル取マ受	503
建設仮勘定	383	の渡ル取マ受	543
その他の有形固定資産	232	の渡ル取マ受	920
無形固定資産	1,441	の渡ル取マ受	447
ソフトウェア	3,050	の渡ル取マ受	17,981
その他の無形固定資産	2,938	の渡ル取マ受	2,825
前払年金費用	6,010	の渡ル取マ受	7,325
支払引当	7,325	の渡ル取マ受	2,918,607
貸倒引当	△ 14,621	の渡ル取マ受	23,452
資産の部合計	3,173,927	の渡ル取マ受	16,232
		の渡ル取マ受	16,232
		の渡ル取マ受	0
		の渡ル取マ受	144,258
		の渡ル取マ受	14,064
		の渡ル取マ受	130,194
		の渡ル取マ受	557
		の渡ル取マ受	3,015
		の渡ル取マ受	108,520
		の渡ル取マ受	18,101
		の渡ル取マ受	△ 2,814
		の渡ル取マ受	181,129
		の渡ル取マ受	71,508
		の渡ル取マ受	△ 2,644
		の渡ル取マ受	5,326
		の渡ル取マ受	74,190
		の渡ル取マ受	255,319
		の渡ル取マ受	3,173,927
		の渡ル取マ受	3,173,927

第205期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
	経常収益	41,720	54,403
経常	金運	25,878	
貸有	出証	15,046	
口預	ル	658	
そ	の	125	
信	の	12	
役	務	0	
受	入	7,668	
そ	の	1,620	
外	の	6,048	
国	の	960	
金	債	341	
融	融	607	
の	の	10	
の	の	0	
償	却	4,053	
株	式	1,001	
金	の	2,602	
そ	の	0	
常	常	449	
調	金	3,299	
性	性	585	
マ	マ	81	
取	取	156	
金	金	354	
支	支	5	
利	利	51	
支	支	1,388	
支	支	675	
支	支	1,508	
支	支	392	
支	支	1,116	
支	支	366	
支	支	4	
支	支	362	
支	支	28,169	
支	支	2,076	
支	支	1,715	
支	支	15	
支	支	38	
支	支	306	
	経常利益	18,983	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

科 目						金 額
特 別 利 益	固 定 資 産 処 分	特 別 資 産 損 失	固 定 資 産 減 損	引 当 金 繰 入 額	純 利 益	0
						1,794
						87
						1,259
						447
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税 等	住 民 税 等	及 び 事 業 税	整 合 計	税 額 計 益	17,189
						5,113
						5
						5,118
						12,070

第205期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	23,452	16,232	—	16,232
当期変動額				
剰余金の配当				
株式消却積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	23,452	16,232	0	16,232

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
		固定資産 圧縮積立金	株式消却 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,064	557	1,015	100,520	18,229	134,385	△ 76	173,995
当期変動額								
剰余金の配当					△ 2,366	△ 2,366		△ 2,366
株式消却積立金の積立			2,000		△ 2,000	—		—
別途積立金の積立				8,000	△ 8,000	—		—
当期純利益					12,070	12,070		12,070
自己株式の取得							△ 2,739	△ 2,739
自己株式の処分							0	0
土地再評価差額金の取崩					167	167		167
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	2,000	8,000	△ 127	9,872	△ 2,738	7,133
当期末残高	14,064	557	3,015	108,520	18,101	144,258	△ 2,814	181,129

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	67,117	△ 3,213	5,494	69,398	243,393
当期変動額					
剰余金の配当					△ 2,366
株式消却積立金の積立					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					12,070
自己株式の取得					△ 2,739
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					167
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,390	569	△ 167	4,792	4,792
当期変動額合計	4,390	569	△ 167	4,792	11,926
当期末残高	71,508	△ 2,644	5,326	74,190	255,319

(ご参考)

第205期末信託財産残高表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	94
現 金 預 け 金	19		
合 計	94	合 計	94

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	165,383	預 譲 渡 性 預 金	2,671,687
コールローン及び買入手形	86,685	コールマネー及び売渡手形	101,757
買入金銭債権	1,606	債券貸借取引受入担保金	23,036
商品有価証券	353	借 用 金	34,270
有 価 証 券	1,099,988	外 国 為 替	34,813
貸 出 金	1,760,619	社 債	480
外 国 為 替	4,887	そ の 他 負 債	10,000
リース債権及びリース投資資産	28,001	賞 与 引 当 金	20,168
そ の 他 資 産	25,119	役 員 賞 与 引 当 金	27
有 形 固 定 資 産	33,423	退 職 給 付 に 係 る 負 債	69
建 物	10,020	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,380
土 地	21,028	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	513
リ ー ス 資 産	204	偶 発 損 失 引 当 金	543
建 設 仮 勘 定	232	固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	920
その他の有形固定資産	1,937	固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	447
無 形 固 定 資 産	3,184	繰 延 税 金 負 債	18,975
ソ フ ト ウ ェ ア	3,067	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,825
その他の無形固定資産	117	支 払 承 諾	7,325
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,495	負 債 の 部 合 計	2,933,244
繰 延 税 金 資 産	146	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	7,325	資 本 金	23,452
貸 倒 引 当 金	△ 17,292	資 本 剰 余 金	16,232
資 産 の 部 合 計	3,205,929	利 益 剰 余 金	148,085
		自 己 株 式	△ 2,814
		株 主 資 本 合 計	184,956
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	72,139
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,644
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,326
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	76
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	74,897
		非 支 配 株 主 持 分	12,831
		純 資 産 の 部 合 計	272,685
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,205,929

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	69,128
貸出証券の利息及び受取利息	41,996
有価証券の利息	25,865
コールローン利息	15,335
預金の利息	658
その他の利息	125
信託の利息	12
役員報酬	0
その他の引当金	8,826
その他の業務経常収益	14,297
償却の他の債権の取立	4,008
経常費用	1,004
経常費用	3,003
経常費用	48,509
預渡金性の利息及び引当金の利息	3,359
コールマネー借入の利息	585
債券の他の債権の取立	81
社債の他の債権の取立	156
その他の債権の取立	354
役員報酬	66
その他の業務経常費用	51
貸倒引当金の繰上	2,064
特種減価償却の他の債権の取立	1,555
特種減価償却の他の債権の取立	12,142
特種減価償却の他の債権の取立	29,506
特種減価償却の他の債権の取立	1,945
特種減価償却の他の債権の取立	1,577
特種減価償却の他の債権の取立	367
特別利益	20,618
固定資産の売却益	0
固定資産の売却益	0
固定資産の売却益	1,795
固定資産の売却益	88
固定資産の売却益	1,259
固定資産の売却益	447
税引前当期純利益	18,824
法人税、住民税及び個人税等	5,514
法人税、住民税及び個人税等	40
当期純利益	5,554
非支配株主に帰属する当期純利益	13,270
親会社株主に帰属する当期純利益	795
親会社株主に帰属する当期純利益	12,474

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	23,452	16,232	137,809	△ 76	177,419
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,366		△ 2,366
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,474		12,474
自己株式の取得				△ 2,739	△ 2,739
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			167		167
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	10,276	△ 2,738	7,537
当期末残高	23,452	16,232	148,085	△ 2,814	184,956

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	67,603	△ 3,213	5,494	△ 1,010	68,873	11,652	257,945
当期変動額							
剰余金の配当							△ 2,366
親会社株主に帰属する 当期純利益							12,474
自己株式の取得							△ 2,739
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							167
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,535	569	△ 167	1,086	6,023	1,178	7,202
当期変動額合計	4,535	569	△ 167	1,086	6,023	1,178	14,739
当期末残高	72,139	△ 2,644	5,326	76	74,897	12,831	272,685

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 阿波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査役が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 阿波銀行 監査役会

常 任 監 査 役	海 出 隆 夫	Ⓔ
常 勤 監 査 役	小 松 康 宏	Ⓔ
社 外 監 査 役	西 野 武 明	Ⓔ
社 外 監 査 役	田 村 耕 一	Ⓔ
社 外 監 査 役	米 林 彰	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間5円（中間・期末2円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき4円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、999,969,408円となります。

なお、当期の期末配当につきまして、1株につき4円50銭といたしますことをご承認いただきますと、中間配当4円50銭と合わせた年間配当は、1株につき9円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営基盤の充実強化を図るとともに、自己株式を消却する原資を確保し資本効率の向上を通じた株式価値の増加に資するため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 7,000,000,000円

株式消却積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役西宮映二、園木宏、浅岡建三の3氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役西宮映二氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> その き ひろし 園 木 宏 (昭和21年8月14日生)	昭和45年4月 監査法人大和会計事務所（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和52年3月 公認会計士登録 平成6年7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成13年6月 同法人本部理事・大阪事務所運営理事 平成15年6月 同法人専務理事 平成18年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所長 平成21年6月 同法人退職 平成21年7月 園木宏公認会計士事務所開設 平成23年6月 当行監査役 平成27年6月 当行取締役 現在に至る 《社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての豊富な上場企業等の監査経験と会計に関する高い知見に基づき、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。引続き、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役候補者としてしました。	0株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> あさ おか けん ぞう 浅 岡 建 三 (昭和12年1月5日生)	昭和42年4月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和46年3月 浅岡法律事務所開設 (現在、浅岡・瀧法律会計事務所に改組) 平成元年4月 大阪弁護士会副会長就任 平成2年3月 大阪弁護士会副会長退任 平成3年9月 株式会社公文教育研究会監査役就任 現在に至る 平成26年6月 株式会社高松コンストラクショングループ 監査役就任 現在に至る 平成27年6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社公文教育研究会 社外監査役 株式会社高松コンストラクショングループ 社外監査役 《社外取締役候補者とした理由》 弁護士としての豊富な法律知識と経験に基づき、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。引続き、独立性の高い立場から経営の監視を行い、当行の取締役会の透明性向上に貢献いただくため、社外取締役候補者としてしました。	20,000株

- (注) 1. 候補者園木宏氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者浅岡建三氏と当行の間には、貸出金取引等の通常の銀行取引があります。
3. 園木宏氏および浅岡建三氏は社外取締役候補者であります。また、当行は現在、両氏を社外取締役として株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定し、同取引所に届出ております。
4. 社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
園木宏氏および浅岡建三氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記《社外取締役候補者とした理由》から社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 園木宏氏および浅岡建三氏は、現在、当行の社外取締役であり、両氏の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。なお、園木宏氏の当行社外監査役の在任期間は4年であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当行では、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款に定めております。
これに基づき園木宏氏および浅岡建三氏と当行の間に責任限定契約を締結しており、本定時株主総会において両氏が再任された場合には本契約は継続となります。
なお、契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田村耕一氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">新任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">社外</div> </div> <p>あら き こうじろう 荒木 光二郎 (昭和35年2月18日生)</p>	<p>昭和58年4月 日本銀行入行 平成11年7月 金融市場局調査役 平成13年6月 考査局調査役 平成15年10月 松本支店次長 平成19年7月 総務人事局企画役 平成21年3月 調査統計局企画役 平成22年10月 旭川事務所長 平成25年6月 金融機構局企画役 平成26年9月 徳島事務所長 平成29年5月 総務人事局企画役 現在に至る</p> <p>《社外監査役候補者とした理由》 金融・地域経済に関する高い見識ならびに金融界での幅広い経験を 活かし客観的監査を実施していただくため、社外監査役候補者とし ました。</p>	0株

- (注) 1. 候補者荒木光二郎氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒木光二郎氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 荒木光二郎氏は平成29年6月に日本銀行を退職予定であります。
4. 社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
荒木光二郎氏は、これまで会社経営に関与された経験はありませんが、上記《社外監査役候補者とした理由》から社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 社外監査役との責任限定契約について
当行では、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款に定めております。
これに基づき、荒木光二郎氏が本定時株主総会において選任された場合には、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
なお、契約内容の概要は以下のとおりであります。
・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・ 上記の責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます西宮映二氏および監査役を退任されます田村耕一氏に対し、在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
にし みや えい じ 西 宮 映 二	平成13年6月 当行取締役人事部長 平成16年6月 当行常務取締役 平成18年6月 当行専務取締役（代表取締役） 平成20年6月 当行取締役副頭取（同） 平成24年6月 当行取締役会長（同） 平成29年4月 当行取締役相談役 現在に至る
た むら こう いち 田 村 耕 一	平成15年6月 当行監査役 現在に至る

以上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

ご利用にあたって

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただくことによるのみご利用が可能です。

※インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使期限

平成29年6月28日(水)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

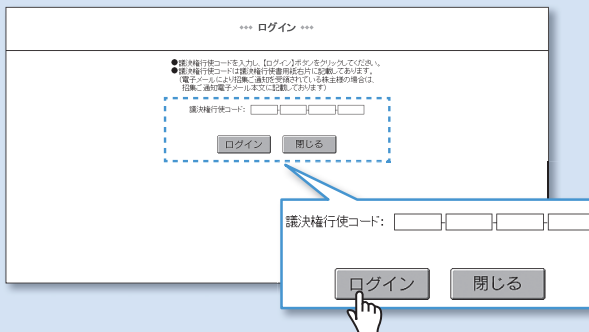
<http://www.e-sokai.jp>

「次へすすむ」をクリック



2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

ここからは画面の指示にしたがって賛否をご入力ください。ここまでで準備は完了です。

! ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1
当行本店 3階大会議室
電話 (088) 623-3131 (代表)



▶ 交通のご案内

- JR 徳島駅より 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より 徒歩約8分
- 元町バス停より 徒歩約5分
- 新町バス停より 徒歩約5分
- 徳島阿波おどり空港より バス・徒歩約40分
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。